

産業競争力強化法案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(実行計画) 第六条 (略) 2～7 (略) (削る)</p> <p>8 第四項から第六項までの規定は、実行計画の改定について準用する。</p> <p>9 政府は、第七項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。</p> <p>10 政府は、第七項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。</p>	<p>(実行計画) 第六条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 政府は、実行計画を改定したときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに前項の規定による評価の結果と併せてこれを公表するものとする。</p> <p>9 第四項及び第五項の規定は、実行計画の改定について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>